

令和元年6月17日

工事業者の皆様へ

国立大学法人熊本大学  
施設部長

熊本大学における敷地内全面禁煙へのご協力をお願い

平素より、本学の施設整備につきましてご協力いただき誠にありがとうございます。  
平成30年7月25日付けで「健康増進法の一部を改正する法律」が公布されたことに伴い、受動喫煙防止及び健康増進を図るため、令和元年7月1日より、**本学の敷地内は全面禁煙**となります。

これにより、工事業者の皆様におかれましても、敷地内全面禁煙を実施いただくこととなりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

また、本学の敷地以外（周辺の路上や店舗等）においても、近隣住民への迷惑となる喫煙を行わないよう受動喫煙防止にご配慮いただきますようお願いいたします。

記

1. 対象者は、本学の学生・教職員だけでなく、学外者も含め本学の敷地に立ち入る全ての方です。
2. 電子タバコ及び加熱式タバコも対象となりますのでご注意ください。
3. 工事業者の皆様におかれましては、下請業者等を含む工事関係者に対して、**工事用地内及び工事車両内も含めて敷地内禁煙の周知・徹底**をお願いいたします。  
また、本学の敷地以外（周辺の路上や店舗等）においても、近隣住民への迷惑となる喫煙を行わないようご協力をお願いいたします。

○担当・連絡先

国立大学法人熊本大学施設部施設管理課

電話：建築担当　　：096-342-3226

電気設備担当：096-342-3233

機械設備担当：096-342-3232